

(2005/04/05 10:00 登録)

平成十七年三月二十九日(火曜日)

午前十時一分開会

(中 略)

**○委員長(林芳正君)** 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

**○白眞勲君** 民主党・新緑風会の白眞勲でございます。

まず、質問通告をしていませんけれども、今朝、早朝に起きましたスマトラ沖の地震につきまして、通信社の状況によりますと、千人から二千人ぐらいの人的被害が出ている模様というような話もあるんですけれども、現在外務省で把握している状況についてお話しただければと思うんですが。

○国務大臣(町村信孝君) まだ率直に言って詳細が必ずしも十分把握できているわけではございません。そういう前提で、取りあえず私どもが分かっている範囲でお答えを申し上げますが、三月二十九日の午前一時十分ごろ、日本時間でございますが、現地時間で言いますと二十八日の二十三時十分ごろ、インドネシアのスマトラ島沖合約二百キロ、深さ約三十キロにおいてマグニチュード八・五の新しい大きな地震があったということでございます。被害の全容は、先ほど申し上げましたように必ずしもはっきりしておりませんが、どうも昨年十二月の大地震の際のような大規模な津波は発生していないという模様であるということであります。

いずれにしても、今後の被害状況、被災国からの要請等によりましては、国際緊急援助隊の派遣等の準備を既に始めたところでございます。いつでも対応できるようにしたいと、こう思っております。

邦人の被害状況等であります。

これもまだ正確にはよく分かりませんが、インドネシアのバンダアチエに今臨時事務所を開いているわけでありまして、アチエ州内には六十八名の邦人の滞在というものを把握をいたしております。しかし、今のところ死傷者が出たという情報には接しておりませんで、今朝の七時現在で六

十八名のうち五十名の無事を確認をしているところでございます。

なお、多数の死傷者が出たと報じられておりますスマトラ島西方にありますニアス島というところでもありますけれども、ここでは相当数の千人あるいは二千人という死亡者が出たという報道がございますけれども、バンダアチエ臨時事務所に届出のあった邦人の中には、このニアス島への滞在者はいないということのようでございます。

そのほか、インドネシア、マレーシア、タイ、スリランカ等の在外公館におきましては、現地の日本人会等の緊急連絡網あるいは大使館からの電子メール等を通じて邦人への注意喚起を行っておりますが、今のところ邦人の被害者がいるという報道には接しておりません。

なお、気象庁から、地震発生から約一時間後に津波情報を津波発生のおそれのあった関係国に速やかに伝達をしたところでございます。

取りあえず御報告できることは以上であります。

**○白眞勲君** 是非全力をもって、またこの復興状況等の把握、そして場合によっては、いわゆる救援措置というものをまたこれからもしていただきたいというふうに思っております。

それでは、本日の議題でもあります在勤手当ですか、につきましてちょっと

お聞きしたいんですけれども、今までも過去のいろいろな議事録等を見ますと何度もこの件については答弁もされているんですけれども、そもそも在勤手当というのは何なのかというところについて、大変恐縮でございますがもう一度御説明いただければと思うんですが。

**○政府参考人(塩尻孝二郎君)** お答え申し上げます。

在勤手当でございますけれども、これは在外公館におきまして職務と責任を果たすと、それができるように手当ををするというところでございまして、各在外公館の所在地の物価あるいは為替相場、生活水準等を勘案して定めておるものでございます。

**○白眞勲君** どんな手当から構成されているんでしょうか。

**○政府参考人(塩尻孝二郎君)** 在外基本手当ということで、これは先ほどお話ししましたように、在外勤務に必要な基本的経費ということから成っております。それから、それ以外の手当といたしましては、住居手当、これは在外職員が在外で勤務するのに必要な住宅費に充当するというところでございます。それからあと、配偶者手当ということで、在外勤務に配偶者を伴う、その場合に必要になってくる追加的な経費に充当するというところでございます。それから、在外に勤務する職員、子供と一緒に連れていくというケース

がございます。そういう子女教育手当という手当がございます。

大体、そういうような諸手当から成っております。

**○白眞勲君** 直接関係、この在勤手当とは関係ないかと思えますけれども、一つ、ちょっと一つ聞きたいのは、在外公館のプール金の存在についてお聞きしたいんですけれども、プール金があるんじゃないかという絶え間ないうわさというものがあると。そういう中で、実際、今外務省としてはどういうふうにこの件について把握されているんでしょうか。また、調査というのは行われているんでしょうか。

**○政府参考人(塩尻孝二郎君)** 一時期、外務省をめぐりましてプール金の問題がございました。そのときにプール金の問題について処理をさせていただいたというふうに承知しております。

**○白眞勲君** 本省分については、多分調査というのは相当行われたということを知っているんですけれども、在外公館にプール金というのはないんでしょうか。

**○政府参考人(塩尻孝二郎君)** ないというふうに承知しております。

**○白眞勲君** 続きまして、外交官、いわゆる外交官というのは一体合計で大体、一体幾らぐらいもらっているのかと。例えば、どうでしょうね、大体二

十年間勤めた四十歳ちょっと超えたぐらいの方で公使とかいわゆる副領事と言われるような方々で、例えば奥さんと子供二人が一緒になって、在外公館で働いた場合の年収というのは大体幾らぐらいになるのでしょうか。

**○政府参考人(塩尻孝二郎君)** これは地域によってまちまちでございます。今御質問いただいた入省十五年、二十年という在外公館に勤務する者でございますけれども、例えばワシントンに勤務している書記官、三十大体七歳の人間で年収が大体一千百万円ぐらいということでございます。

**○白眞勲君** 外務大臣、どうでしょうか、この金額というのは妥当であるとお考えでしょうか、あるいはどういうふうにお考えになっておりますでしょうか。

**○国務大臣(町村信孝君)** なかなかそれは何をもって妥当と言うか難しいところがあると思いますが、比較をするしかないんだらうなど、こう思います。

今手元の資料を拝見をしておりますと、総合商社等の主要民間企業が例えばワシントンで同じような年齢、同じような配偶者、子供が二人いるというような場合ですと、年収が一千六百万から一千万円台程度ということであります。そんなことで、主要五社のうち四社まではこの一等書記官を一六%から四二%商社の方々の方が上回っているという実態があるようでございます。

それからあと、外国の外交官、これはなかなか厳密な比較が難しいところはあるようでございますけれども、外国の外交官のやっぱり同じ年齢ぐらいで大体こう比べてみると、これはワシントンのみならずいろいろな国の比較をしてみると、日本の外務省はむしろ一番低い方に属するのではないのかなという感じでございます。しかも、委員御承知のとおり、この在勤手当というのはこのところ連続してカットされてきておりまして、過去五年間で大体平均で見ますと、大使で四割、一等書記官で三割の削減ということでございます。

私も外国に出張で参りまして、そういう現地の大使あるいは職員の皆さん方の、最近どうですかといろんな話をする中でこの在勤手当の話がたまに出るんでありますが、やはり随分少なくなったなという実感があるようでございまして、したがって、家で外国の人を呼んで例えばホームパーティーとか接遇をするというようなことも、かつては週に三回ぐらいやっていたのを週二回あるいは一回に減らさざるを得ないといったような感じで、何か活動自体が少々萎縮しているような印象すら受けるところがございます。

そんなこともあって、十七年度予算の中では、これ以上在外勤務手当を減らすのはいかなものかということで、財務省と折衝して何とか基本的には

横ばいになるようにというふうな努力をしたところでございます。

**○白眞勲君** 今大臣から、一般のいわゆる一流企業ですね、の同じ場所にいる駐在員に比べると大分安いぞというような御指摘があったんですけども、一つ私はここで指摘しておきたいのは、それほど今おっしゃった一六%から四二%という数字というのは、これ手取り額じゃないんですね。つまり、税金が入っていないわけですよ、外交官の場合には。特に、その在勤手当というのは税金が入っていない部分があるという部分でいうと、所得税を抜いていると抜いていないのでは大分これは違う、私はそういうふうに思うわけなんですね。

つまり、単純にそれは、確かにお金をもらったとしたって手取りが幾らかと  
いうことで考えると、決してそんなに待遇がそれほど、大臣がお考えになっ  
ているほど悪くはないんじゃないのかなと。ただ、もちろん民間企業の中には  
一億ぐらい年間稼いでいる人もいらっしゃるだろうし、これはなかなか何を  
もってその基準にするかというのは極めて難しい部分があるとは思いますが  
けれども、その部分を考えると、それほどまでに強調されることではないんじ  
ゃないのかなというふうに私は思っているわけですし、特に海外にいる駐在  
員の方々に聞いてみると、いや、大使館の人たちは結構いい生活をしてい

るよというようなやはりイメージというものはやはり否定できないというような部分は私はあると思うんですね。

そういう中で、もう一つちょっとお聞きしたいのは休暇制度についてなんですけれども、休暇制度、一体どういうふうになっているんでしょうか。

○政府参考人(塩尻孝二郎君) 休暇制度にお答えする前に一つだけ申し上げておきたいのは、先ほど大臣の方から答弁のありました民間企業等との比較でございますけれども、これは先ほど大臣も言われたように比較の仕方というのが非常に難しいわけですが、基本的には課税のない同じベースで比較させていただいたものでございます。

それで、休暇制度でございますけれども、在外職員のために休暇制度が設けられております。主なものとしては、休暇帰国制度、それから、これは勤務環境の厳しい在外公館に勤務する職員に設けられておりますけれども、健康管理休暇制度というのがございます。

休暇帰国制度でございますけれども、これにつきましては基本的に在外公館に継続して勤務する期間が三年を超える者、こういった者に対して三年に一回三十日以内の休暇を認めております。

それから、もう一つの健康管理休暇制度でございますけれども、これは気

候風土等自然環境あるいはマラリア等感染症、それから衛生環境あるいは治安等の社会環境が非常に厳しいところで勤務する在外職員を対象にしております、健康診断等を受けるという目的で基本的に三年に二回、年次有給休暇の範囲内で最大三十日、近隣の先進都市に赴くという制度でございます。

**○白眞勲君** 今の、最初に官房長さんの方から税金の件についてお話があったんですけども、ちょっと私の認識とちょっと違うのは、それはやはり企業で勤めている以上どこかで税金は引かれているわけですし、その税金を引かれたベースでそれだけの違いがあるというのはちょっと私は理解に苦しむんですね。つまり、手取りのベースだということを官房長がおっしゃっているわけでしょうか。もう一回、ちょっとその辺聞きたいんですけども。

**○政府参考人(塩尻孝二郎君)** はい、手取りのベースでということでございます。

**○白眞勲君** それと今、帰国休暇ですか、についてもお話聞きますと、大体三年で三十日で、そのほかに健康診断で三十日というと、場合によってはまとめて取れば二か月、つまり三年間で二か月の休暇を外務省は、在外公館にいる方々は取れることになるわけですね。

これって、どうでしょうか。一般の企業で三年間海外に勤務して二か月の休暇をもらえるというのは、私はないと思うんですね。もしそんな休暇を取ったら、それこそ、おまえもう要らないよというふうに言われるのが普通でございます。その点についてはどうなんでしょうか。

**○政府参考人(塩尻孝二郎君)** 先ほども御答弁申し上げましたように、これは三年たてば認められるというのが休暇制度の仕組みでございます。

我々も商社等民間企業でどのような実態になっているのかということ进行调查しております。その調査に基づきまして我々もこういう制度を取っているわけでございますけれども、我々が調べている限りでは、世界的に展開している商社等民間、民間の企業でも同様の制度が種々認められているというふうに承知しております。むしろ、民間企業における休暇の方が高い頻度になっているという場合もあるというふうに承知しておりまして、在外の、在外公館に勤務する在外職員の休暇制度が特に恵まれ過ぎているということはないというふうに考えております。

**○白眞勲君** ちょっとその辺の認識というのは私と違っておりまして、私の知っている在外で勤務されている商社マンとか何かで、三年間で二か月も電話してもいないなんていう人はいませんでした、今まで一人も。ですから、

それは制度的にあるかどうかは別にして、取っているかどうかというのは私は別問題じゃないのかなというふうに、私極めてそれは不可思議でしょうがない部分であるなと思っているんですね。

ちなみに、その帰国休暇という名前が付いている以上、当然これは往復の航空運賃というのは払ってくれるんじゃないかなというふうに思うんですけども、まさかビジネスクラスということじゃないでしょうね。

**○政府参考人(塩尻孝二郎君)** 基本的にはエコノミークラスでやっております。

**○白眞勲君** 基本的にはエコノミークラスということは、エコノミークラス、正規運賃を出しているということでしょうか。

**○政府参考人(塩尻孝二郎君)** 間々変更しなければいけないという事態もありますので、普通のエコノミークラスでやっております。

**○白眞勲君** 私の調べている範囲内では、結構ビジネスクラスで結構行っていると。なおかつ、その六十日間の帰国の中の三十日は日本にいなきやいけないけれども、残りの三十日は世界一周して回っているというような人もいるというような話もあるわけですね。

ですから、そういう面についてはもう一回、つまり私が申し上げたいのは、

その待遇面で、お金が三割から、一割から四割低いですよと言っても、そのほかやはり手厚い保護がやはりあるということを、やはりもう一度外務省の皆さんは御認識していただきたいなというふうに私は思うわけなんですね。

ですから、それともう一つ、やっぱり民間企業の人たちにとってみて一番怖いのは何かというと、今リストラなんですよ。少なくとも外務省の人たちというのはつぶす、つぶれるということはないわけですから、そのやはり心の安心感というのは物すごくやっぱり強いという部分も、ある意味見えていない部分での一種の保護みたいな部分が私はあると思うんですね。

ですから、そういったことを考えて、是非、何というんでしょうね、もう一度その辺の民間企業とのバランスというものをよくよくこれ調査していただきたいなというふうに思うんです。別に、働けば、国民は一人の外交官に対して年収一億を出そうとそんなに反対はしないんじゃないかなと思うんです。それよりも、もう何ですか、それ以上の働きをしている外交官がいたら、それはいいよいよと、一年休んだって構わぬというふうに思う人だっているわけなんですけれども。

少なくとも、やはりバランスというものを持ってやっていただくという部分においては、この辺についてももう一度より精査をする必要があると思うんです

が、外務大臣、どうでしょうか。

**○国務大臣(町村信孝君)** どうも委員は、多少偏った先入観をお持ちで公務員というものを見ておられるのではないか、あるいは在外公館に勤務している者を見ておられるのではないかという思いがしてなりませんですね。

公務員自体のいろいろな民間との違いは、確かに御指摘のとおりこれは公務員一般にあるわけでございます。格段の何か不祥事でも起こさない限り、それはきちんとした身分が保障されていると、これは何も外交官のみならず一般公務員に通用される話であります。特に外交官だけが優遇をされていることではない。もしそれがおかしいと、現実に給与だって、本当は今まで公務員は下がったことはないんだけれども、昨今のこの状況ではさすがにそれは下がるようになってきたということはありますけれども、生首が切られるということはないと。

しかし、本当にそれでいいのかどうかというのは、これはもちろん議論の余地があると私は個人的には思っておりますけれども、それはそれとして、そういう意味での確かに民間企業のリストラのようなことはそれは原則として公務員の場合にはないということは、まずそれは共通、公務員共通にあるということでございます。

それから、在外勤務、何か公務員だけが非課税になっているという御認識かもしれませんが、これは所得税法でしっかりと、これは公務員だけではなくて民間の企業の人も、在外で勤務をした場合に受ける手当で政令で定めるものはこれは非課税であるということになっておりますから、これは別に公務員、外交官だけが在勤手当が非課税だということではなくて、民間人も在勤手当は非課税であるということは、是非、これは税法上そうなっているんですから、そう御認識をいただきたいと。

それから、民間の方々は、それはまあ個人の趣味でいろいろ外国の方を家に呼んだりされることもそれはあると思いますけれども、別にそれはやらなくてもいい。他方、外交官の場合は、これは仕事としていろいろな形での交際を広めなければならない、それが情報収集にもつながるというようなこともあるわけでありまして、そういう意味で、全く在外勤務した際のいろいろな支出が純粹に家族のためあるいは個人のためだけというわけにはいかなるのが外交官のこの手当であろうと、こう思うわけであります。

それから、先ほど来から六十日、六十日と盛んにおっしゃるが、三年を勤務した場合に三十日以内ということであって、六十日ではないんですね。

それから、発展途上国等、これはマラリアがあるとかがいろいろ健康厳しいと

ころについては三年に二回、近くの先進国の指定された都市に行けるという措置がある。これは、私は厳しい健康状態のところ、自然環境厳しいところでそういうことをやって、例えばキニーネを抜かなければならないとかいうようなことからして、これは健康上必要なことということでありまして、私は、格段に何か日本の外交官がえらく優遇をされているんだという前提でもろもろ委員お話ありましたが、私は決してそんなことはない。しかし、もしそういう部分があるんなら、別に過度に優遇する必要は私はないと思いますから、それは常にいろいろな他の職種の方々との比較はそれはしなければならぬという一般的な御指摘はそのとおりだと思いますが、現状が特に恵まれ過ぎているという認識は私は基本的に持っておりません。

**○白眞勲君** 今大臣は、偏った先入観を私は持っているのではないかと、うふうにおっしゃっていますけれども、一般の国民の認識というのは、私はそういう認識があるんじゃないのかなということで私は聞いているわけなんです。

**○国務大臣(町村信孝君)** なぜそうなんですか。

**○白眞勲君** ですから、その件につきましては、何というんでしょうね、熱くなるのはいいんですけれども、そうやって。私はだから、そういった先入観に

ついて誤解を解くための働きをする場面がこの国会の場であるということで私は聞いているということなんです。その辺をよく御認識していただいて御答弁を願えればなというふうに思うわけなんです。

今、幾つかのその点について、私はもう外務省の人たち、いろいろな在外公館の人たちも一生懸命働いている姿というのは目にしております、実際に私も韓国におったこともありますので。そういう部分はありますけれども、やはり今休みがどうなっているとか、別に私は三十日とか六十日という問題じゃなくて、やっぱりその三十日自体だって、やはりこれは一般の企業の常識からしたら、やはりえっと言うわけなんですよね。その間、やっぱり在勤手当だって何だってみんなもらっているわけなんです。ですから、そういう中で三十日の有給休暇をもらっているというのは、どうですか皆さん、そんなの余り聞いたことないでしょう、日本の民間企業でそんなものを。

ですから、そういったものをやはりもう一度、いつでもやはりそれを民間企業との間で精査をしていくという作業が私は必要ではないかということをお指摘しているわけなんです。その辺を御認識いただきたいというふうに思います。

**○国務大臣(町村信孝君)** 例えば、私の身内で商社に勤務をしておる者が

おります。大体三年、もうちょっと長いかな、四年ぐらいでしょうかね、だんだん変わっていくと、勤務地が変わると。いや、その間に三十日、四十日、五十日、日本に帰っている人はざらにおりますですよ。そんなに民間企業に、三十日戻ってこない、それが当たり前だという白さんの認識は、委員の認識はちょっと私とは違いますですね。

**○白眞勲君** ここで、それは外務大臣と一緒に、今度一回一緒になってお話をさせていただきたいというふうには思いますけれども、恐らく外務大臣の御友人の方というのは一流企業だと思うんですよ、一流企業の商社員とか何かと。民間企業というのは一流企業だけじゃないですよ。日本の九〇%以上はそれは中小企業じゃないですか。そういう人たちでも、海外に今どんどん出掛けて行って仕事をしている方々が三十日もその方々が休みを取っているということ自体は考えられないことなんです。想像もできないことなんです。それを御認識していただいて、もう一度、じゃ御答弁願いたいと思います。

**○国務大臣(町村信孝君)** いや、何で私の友人が一流企業にだけ勤めているかと、そんなことは全くありませんよ、中小企業の人もたくさんおります。そういう方々もむしろ自由に、必要あらば適宜帰国をします。まとめて三十

日かどうかは別にして、いろんな仕事の関係等々を含めて日本に戻ってくる。逆に、なかなか、我が方外交官はよほどのことがないとなかなかそれ任地を離れることはできない、それは僕は別に当然だと、こう思っておりますけれども。もっともっと自由に日本と任地との間の行き来しております。それは大企業、中小企業を問わずであります。

そういう意味で、私は、余り外交官は優遇され過ぎているという、どうしてそういう御認識を持たれるのか私にはよく分かりませんが、そういう認識が世の中一般であるという間違った前提で今のような御質問をされると、私もいささかそれは違うんじゃないんでしょうかと申し上げたくなってしまうのであります。

**○白眞勲君** これは一般論として、それは外務大臣との認識は違うかもしれませんが、やはり私が思うのは、恐らくこれが一つあるんじゃないかなと思うんですね。以前は、日本から海外に行く人たちというのは本当に限られた人しか行かなかったわけです。一ドル三百六十五円のころですね、三百六十円時代ですね。ところが、やはり今はもう年間一千万人、場合によっては国内旅行よりも海外旅行の方が安いような事例というのも増えてきているという中で、非常に、今まではどちらかという見えなかった部分がやは

り見えてきている部分も私はあるんじゃないかと思うんですね、やはり大使館持つ役割という観点からしまして。

そういう中で一体、何というんでしょうね、特に、海外旅行で特に在外公館のお世話になるという場合には、どちらかという、パスポートをなくしたり、あるいは事故に巻き込まれる場合もあるでしょうし、いろいろな、があると思うんですけれども、いろいろな保護を求めてきた際に、今までとやはり、日本のほかの区役所とか、そういった市役所みたいな役所とはちょっと違った対応をされていることに対する不満というものが恐らく在外公館に出てきているのがこういった形になっているんじゃないか。

つまり、在外公館が一生懸命やっている、いわゆる国民の目からは見えない部分の、例えば家にいろいろな方々を呼んで情報をいろいろ取ったりとか、あるいはいろいろな交渉事に一生懸命やってみたり、そういったことについての部分ではない、表面的な一種のあらばっかりが目立つようになったところからの批判というのもあるんじゃないだろうか。

そういう中で、そんなことで、我々に対してはそういう冷たい態度を取りながら、実は休みも取っている、給料もいいじゃないかというような観点から、そういういわゆる部分というのが、今外務大臣が私に向かって言っていたいわゆ

る偏った先入観だという部分だと私は思っていますよ。ただやはり、偏った先入観にしても、そういうものがある以上、あるという前提に立てば、やはりあると思いますよ。ですから、あるという前提に立てば、それに対して、国民に対して理解をどんどんしていくという作業は必要ではないかというふうに私は思うわけなんですね。

例えば、私も韓国におりました。私の身の上話をここでするつもりはなかったんですけども、ちょっとすれば、させていただければ、私も韓国にいたときに、私の妻は日本の大使館の、働いている方の奥さんと良き友人でしたよ。友人であったけれども、大使館がやっている、主催しているパーティーなんか一度も呼ばれたことがない。話によると、毎日のように話、パーティーをやっていたというふうにも聞いていましたけれども、一度も呼ばれたことがありません。なおかつ、何ですか、私、例えば、何か話によると、こんなことはないと思います、だからそんな聞きもしませんけれども、ランク付けがあるんじゃないかと。在外公館にとって一番重要な人物は一流企業のそこの駐在員であって、その次は二流企業の駐在員であって、民間の場合ですよ。それで、一番下の人間が、実は現地の人と結婚した日本人妻だとかあるいは留学生というのはどちらかというと下に見られているというふうにも言われて

いました、当時。で、実際、そういう話というのはちよくちよくあるわけなんです  
ね。

で、私が思うには、例えば、例えばですよ、だんなさんが向こうの人だとい  
う場合には、恐らくこれは日本のファンなんですよ。情報をもし取るんだつた  
らば、そういう人たちの交流というのは本当に私重要だと思うんですね。や  
っていないとは言えないけれども、本当にそういったものを今までやってい  
たのかなという部分においては、私自身の経験からして甚だ疑問なわけな  
んですね。

と同時に、もう一つ言わせていただくと、これは余り具体的な名前を言う  
といけませんけれども、私がヨーロッパ旅行をしたときです。私の後ろに政治  
家の奥様二人が乗っていた。で、私が日本人だと分からなかったかもしれま  
せんけれども、相当何かきつい話をしていました、政治家の奥様二人が、飛  
行機の中で。で、あるヨーロッパの空港に着いたら、そこに大使館ナンバー  
の日本大使館の方とその運転手とか何人かが飛行機のタラップの下でお迎  
えに上がっていましたよ。八〇年代中盤ぐらいです。

それで、私初めて見たんですね、大使館の人というのを、海外で、そのとき  
に。生まれて初めて見た。それで、何をやるんだろうなと思ったら、その人た

ちを、政治家の奥さんですよ、を連れてどっか連れていくんです、にこにこしながら連れていった。で、たまたまその日の夜ですよ、その国の、その都市の一番いいホテル、いい一流レストランのいい場所にその人たちがいたんですね、やっぱり。接待を受けていたんですね。やっぱり、そういうことを見たときに、えっ、我々の税金がこうやって使われているんだなというのを思ったんですね。何かうさん臭いことしてるのね、この人たちって本当に私正直言っと思っていましたよ、そのときに。まあ、もちろん、それは外務省の公館が悪いということではないかもしれない。政治家だって、政治家にだって多分頼んだからやったんだと思うんですよ。でも、実際そういったことがやはり海外で行われているというものが、今までは目にしなかったものが目に見えてきている部分が、私は最近のやはりいろいろな、外務省のいろいろな風当たりの強さにも私は影響しているのではないのかなというふうに思っているんですね。

ですから、私はここで、待遇がいいじゃないかということを私は、何ですか、外務省の人たちに一生懸命私は言いたいんじゃないんですよ。もっともっとそれに対して、もっともっと国民の疑惑に対して、いわゆる疑惑の目に対してこたえる義務があるのではないか。それと同時に、もう一つは、外務省の

内部の人たちに対しても、やっぱりもっともっと変えるような、例えば、何ですか、この在外公館のこれは外務省改革要綱で民間企業への研修で民間の視点を養うというようなことを書いているわけなんですね。

ですから、そういったことを考えますと、やはり民間の人たちの視点というものをもっと、もっともっと重視する必要があるんじゃないだろうか。今言った八〇年代のことに比べると、大分今外務省は変わってきているとは思いますが、やはりそういう視点というのが、国民はそんなに年間ずっと海外旅行しているわけじゃない。一回見ただけで外務省というのはこうなんだ、大使館というのはこうなんだという先入観を持ちちゃうんですね。その辺をどういうふうに考えているか、もう一回、外務大臣のお答えいただきたいと思います。

**○国務大臣(町村信孝君)** 今、疑惑という言葉が使われましたが、委員、それはちょっといかなものでしょうか。そういう印象を持たれているということは私もそれは、そういう方がいらっしゃるのとは否定しませんが、印象があるということが即疑惑であるというのは、私は表現としていかなものかとあえて申し上げる次第であります。

実は、私も一九七九年から八一年までニューヨークでジェットロというところ

で勤務をしておりました。民間の方あるいは政治家の方、いろんな方々がニューヨークにいらっしゃいました。そして、せっかくニューヨークに来たんだから有効に時間を使ってもらいたいということで、広い意味のそれは接待かもしれませんが、いろいろなところにアポイントを取ったり紹介をしたり、あるいはそれは、夜、せっかくニューヨークに来たんだからおいしい食事をしてもらおうと思っていいレストランを予約しておいてそこにお連れをすると、こういうようなことも二年間随分やったものであります。

そういう経験からすると、先ほど政治家の奥さんという話がありました。余りこういうことは言わない方がいいのかもしれませんが、それは、もし政治家からそういう話があり、それにもしこたえないでいた際のその政治家からの外務省に対する、あるいはジェットロに対するバッシングがいかばかりなものかということはみんなよく分かっているんですよ。大変なんです、これは、ええ。ジェットロの理事長なんかもうどなり上げられるんですよ、これは与党、野党関係なく。これはもうすさまじいものがありました。これは、私は本当に問題だと思っていましたよ。したがって、私は最近、外務省改革ということでそういう極端なケースがほとんどなくなると、こう思っておりますけれども、それはいいことだと、こう思っております。

しかし、せつかく限られた時間でそれぞれの国に来られた方々が効率的に時間を使ってもらうためのそういった便宜供与、必要な便宜供与、これは私は海外勤務をやる者の務めとして、そこまでは私否定する必要はないんだろうなと、こう思っております。

しかし、最後に委員が言われた、常に民間の視点といいたまうか、率直に謙虚な思いで私ども自身の業務であるとか、あるいは給与体系であるとか働き方であるとか、いろいろなことについて率直ないつも見直しをしなければいけないという御指摘は、それは誠にそのとおりでありまして、我々、税金で仕事をしているわけですから、タックスペイヤーの目から見てなるほどと、こう言っただけのような仕事に常に心掛けなければならない、これはもうもちろん大切なことでありますし、今後ともそういう意味でそういう皆さん方の率直な御意見をいただきながら我々仕事をしていくのは、これは当然のことであろうと、こう考えております。

**○白眞勲君** 正にその部分だと私は思うんですね。

今私が申しあげました外務省改革要綱で、何ですか、民間企業、民間企業に大体どれぐらい今職員が行っているんでしょうか。

**○政府参考人(塩尻孝二郎君)** 外務省改革の中で、委員御指摘のとおり、

民間の視点をもっと入れなければいけないということで、民間企業、NGO等への派遣というものを積極的にやっております。まだ人数は非常に限られておりますけれども、毎年一名、若手の職員を二週間から一か月程度、企業に派遣しております。それから、NGOの関係団体に若手職員を二週間からこれも一か月程度派遣して、NGOの中で働いているということでございます。

**○白眞勲君** 是非、やはりこういった、特に私は、海外の例えば在留公館の人たちとかあるいは海外の駐在員、民間企業のそういう営業所とか事務所にもう行って、例えば営業と一緒にやってみるとか、在外公館、これからやっぱり民間企業と一緒にあって、どんどんそういった戦略というのをやっぱり私は立てていかなきゃいけないなというふうに思っているんで、是非これやっていただきたいなというふうに、私はこれ積極的にやっていただきたいと思うんですね。

例えば、もう一つは、国内でも例えば市役所に外務省の職員が入って、実際に住民サービスを一緒にあってやっていくとか、そういったこともやっぱりこれから必要になってくるんじゃないかなと思ひまして、やはり大学への留学も必要だと思います、外交論勉強するのもいいんですけども、やはり実際に、民間企業がこういった形で今営業をやっているのか、海外との企業と

の間でどういう仕事をしているのかというのを一緒にやっていくというのも私は必要ではないのかなというふうに思うわけですし、最後でございます、外務大臣、一言、じゃ、ちょっとお願いいたします。

**○国務大臣(町村信孝君)** 在外企業、在外でのいろんな活動に対して大使館等が積極的な支援をするということで、そういう支援の窓口、日本企業支援窓口というのをすべての大使館、総領事館に、平成十一年以来、そういう窓口、担当者を決め、窓口を決めて日本企業に対する支援を積極的に進めるということを心掛けてやっているところであります。もっともっとこれやったらいいなと思います。

その基礎として、今委員おっしゃったような民間企業あるいはNGOでの研修をもっとやったらいいなと、私も更に数多くやれたらいいと思います。ただ、なかなかみんな忙しくて人繰りが付かないという問題が率直に言っております。したがって、可能な限り、人繰りが付く限り、そういった民間企業、NGO等で実際の体験をする、大変貴重なことだと、こう思っておりますので、できる限りそういう方向で努力をしてみたいと思っております。

(以下、省略)